

生活援助による日用品の買物代行
と



保険外サービスによる嗜好品等の買物代行
を



組み合わせて提供する方法について（例示）

生活援助による日用品の買い物代行と保険外サービスによる嗜好品等の買い物代行を組み合わせて利用したい場合は・・・

⇒ 介護保険サービスと保険外サービスを「明確に区分」する必要がありますが・・・

⇒ 次ページの方法をとった場合は、介護保険サービスと保険外サービスが「明確に区分」されているものと見なします（＝ 介護保険サービスの提供時間について、介護保険給付の算定が可能です。）。

ご注意 1

このチラシは あくまで例示の一つです。

「この方法以外は認めない」というものではありません。

ご注意 2

利用者の認知面等の状況から混乱を招く場合などは、他の方法を検討してください。

留意事項

ケアプラン、ヘルパー計画へ保険外サービスの内容・提供時間等を位置づけるよう、努めて下さい。

●介護保険サービスを中断して、保険外サービスを途中で提供する方法（例示）

